

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第14号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成20年11月12日 16時30分ごろ	
発生場所	東京都鳥島東方沖 (概位 北緯30°07.0′ 東経147°06.0′)	
事故等調査の経過	平成21年1月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第二十三 ^{かいえん} 海援丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	K02-6147（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	機関長、六級海技士（機関）（機関限定）	
死傷者等	なし	
損傷	主機燃料噴射ポンプ吐出弁ばね折損	
事故等の経過	本船は、機関長ほか6人が乗り組み、主機回転数1,300rpmで航行中、平成20年11月12日04時00分ごろ、主機の振動が大きくなり、いったん停止して燃料こし器等を点検し、燃料こし器エレメントを交換したものの、原因が判然とせず、再始動したところ、同日16時30分ごろ停止し、セルモータでは回転できるが、燃料運転に移行できなくなったので、救援を依頼し、巡視船及びタグボートにえい航されて千葉県勝浦港に入港した。	
その他の事項	本船は、常用燃料タンク内の水分やスラッジ等のドレンの排除（以下「ドレン排除」という。）を適切に行っていなかった。 主機燃料噴射ポンプの吐出弁ばねが、発錆腐食の進行により、材質が劣化して折損していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、常用燃料タンク内のドレン排出を適切に行っていなかったものと考えられる。 航海中、燃料タンク内に滞留していたドレンが燃料に紛れて主機燃料噴射ポンプ内に浸入したものと考えられる。 主機燃料噴射ポンプの吐出弁ばねが、発錆腐食の進行により、材質が劣化して折損し、燃料の適正な噴射ができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、常用燃料タンク内のドレン排除を適切に行っていなかったため、水分やスラッジが主機燃料系統に流入して燃料噴射ポンプ内に浸入し、本船が鳥島東方沖を航行中、燃料噴射ポンプ吐出弁ばねが折損したことにより発生したものと考えられる。	